

平成22年（2010年）第1回市議会定例会本会議（3月26日）

廃棄物処理等特別委員長中間報告

ただいま議題となりました「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」における「生ごみ資源化・焼却施設」の計画立案に際して、施設検討及び生ごみ資源化（生ごみバイオガス）の再考察並びに下水汚泥処理過程（乾燥処理・焼却）における資源化（リン回収など）事業の実施について、廃棄物処理等特別委員会における審査の経過と結果の中間報告を申し上げます。

本委員会は、平成21年9月9日の本会議において設置されて以来、延べ6回会議を開くとともに、ごみ処理施設及びリン回収施設について、千葉県柏市及び東京都葛飾区の焼却施設と灰溶融施設、大分県日田市のバイオマス資源化センター、岐阜県岐阜市及び福岡県福岡市のリン回収施設の視察を行うなど、精力的かつ慎重に審査を進めてまいりました。

まず、今までの審査における主な質疑を申し上げますと、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」における「生ごみ資源化・焼却施設」の計画立案に際して、施設検討及び生ごみ資源化（生ごみバイオガス）の再考察に関する質疑は、住友重機械工業株式会社の独自技術

による施設建設の現在の可能性、実用施設に対する実証試験施設の規模及び実用施設へスケールアップした場合の問題点に対する認識、生ごみバイオガス化システムの効率性等に対する評価、バイオガス化施設に係る交付金交付率が3分の1の場合の建設費試算結果、建設事業費の今後の精査、バイオ事業評価における施設建設費の入札による減の可能性、高効率ごみ発電施設に対する交付金交付率2分の1の本市施設への適用、発電施設等の設置及び余熱利用に対する見解、検討委員会の委員構成及び検討期間、焼却灰溶融スラグの現在の用途及び将来性、灰溶融施設を建設した場合と資源化委託の場合の費用比較、天然ガス収集車への更新がおくれた場合のバイオガス化施設における売電収入額試算の必要性、現行基準を満たしたディーゼル車の環境への影響及びさらなる排ガス規制に係る経費の現実的議論の必要性についてであります。

また、下水汚泥処理過程（乾燥処理・焼却）における資源化（リン回収など）事業の実施に関する質疑は、焼却灰中のリン含有量が上昇した場合のセメント原料化等への影響、下水道からのリン回収技術事業化の状況及び概算費用、リン回収費に対する一般会計繰り入れ適用の有無、リン回収施設に対する維持管理費を含めた財政支援を国に求

める必要性、下水汚泥中の重金属除去に対する考え方、放流水のリン濃度低減による環境への効果、汚泥炭化物の販売先及び販売価格、汚泥炭化及び晶析脱リン法選定の可能性、晶析脱リン法を導入した場合の下水道使用料への影響、本市の放流水におけるリン濃度の上昇推移及び東京湾のリン規制強化の時期と規準についてであります。

これらの質疑を踏まえ、3月24日の委員会において調整を行った結果、環境部が来年度予定している（仮称）横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会に対し、本委員会として提言を行うことと決定しました。

以下、本委員会の提言を申し上げます。

本市が平成14年11月から平成18年3月までの3年半にわたり実施してきた生ごみバイオガス化実証試験の事業評価の結果、実用化可能との結論に至った「バイオガス化と焼却を組み合わせた施設」は、燃せるごみから生ごみを選別してバイオガスを発生させ、取り出してごみ収集車の燃料等に利用するというものです。

しかしながら、この方法を本市規模で導入稼働している自治体の事例がないこと、実証試験は実用施設の10分の1の規模で行われたもので実際の安定稼働に疑問があること、施設の建設費及び維持管理費等の比較に疑問があることなど、多くの問題点を抱えていることから、

生ごみバイオガス化システムの導入は取りやめ、今後は他の自治体で採用している「全量焼却施設」等を含めた施設検討が必要であると考ええる。

よって、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」における「生ごみ資源化・焼却施設」の検討を目的に来年度予定している（仮称）横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会における検討に当たり、本委員会の次の意見を反映されるよう強く要望する。

1 施設の選択に当たっては、生ごみバイオガス化システムの導入は取りやめ、「全量焼却施設」等を含めた施設検討を行うとともに、次の項目について検討されたい。

(1) 施設の建設費及び維持管理費など経済性について十分に検討すること。

(2) 将来の施設更新計画を踏まえ、他の自治体で採用しているストーカ方式などの安定的な方式を検討すること。

(3) 施設の規模については、将来のごみの減量化を踏まえた適切な規模を検討すること。

(4) 施設運転業務の管理方式については、本市が管理ノウハウを維持できることを考慮した上で、直営と委託の比較検討を行うこと。

2 灰溶融施設の必要性については、施設の建設費及び維持管理費、今後の灰溶融に係る技術革新、本市における溶融スラグのニーズが3割にも満たない現状、飛灰と残りのスラグを最終処分場に埋めなければならないことを考慮し、従来の委託方式を維持されたい。

3 パッカー車の更新計画については、バイオガス化プラントありきの視点で天然ガスパッカー車を導入するのではなく、コスト面、ディーゼル車の排ガス、ハイブリッド車及び電気自動車の技術革新などの関係から、総合的かつ適切に判断されたい。

なお、本報告に当たって、日本共産党から、焼却量、最終処分量の削減と地球温暖化対策としてのCO₂削減にとってバイオガス化は有効な事業と考えることから、安定的な運転のための国のさらなる支援を求めつつ、これまでの広域化基本計画を推進する立場での検討を要望する旨の少数意見があったことを申し添えます。

以上で中間報告を終わります。